

**中小企業経営承継円滑化法
申請マニュアル**

「金融支援」

**平成26年12月
中小企業庁財務課**

目次

第1章 経営承継円滑化法について	2
第1節 経営承継円滑化法の概要	2
第2節 用語について	2
1. 中小企業者（法第2条、施行令、施行規則第1条第1項）	2
2. 戸籍謄本等（施行規則第1条第5項）	2
3. 従業員数証明書（施行規則第1条第6項）	3
4. 上場会社等（施行規則第1条第7項）	4
5. 事業用資産等（施行規則第1条第8項）	4
第3節 申請方法について	5
第4節 会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類	6
第2章 金融支援措置について	8
第1節 金融支援のポイント	8
1. 中小企業信用保険法の特例（法第13条）	8
2. 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例（法第14条）	8
第2節 経済産業大臣の認定（会社編）	10
1. 認定の要件	10
2. 認定の申請手続	13
第3節 経済産業大臣の認定（個人事業主編）	25
1. 認定の要件	25
2. 認定の申請手続	27
第4節 認定事由と添付書類の対応関係	36
第5節 認定の通知	38
第6節 認定の取消し	38

第1章 経営承継円滑化法について

第1節 経営承継円滑化法の概要

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「法」といいます。また、同法の施行令（政令）と施行規則（省令）を、単にそれぞれ「施行令」と「施行規則」といいます。）は、①遺留分に関する民法の特例、②事業承継時の金融支援措置、③事業承継税制の基本的枠組みを盛り込んだ事業承継円滑化に向けた総合的支援策の基礎となる法律で、平成20年10月1日（遺留分に関する民法の特例に係る規定は平成21年3月1日）から施行されています。

第2節 用語について

1. 中小企業者（法第2条、施行令、施行規則第1条第1項）

法の対象となる中小企業者の範囲は、下表のとおり中小企業基本法上の中小企業者を基本とし、既存の中小企業支援法と同様に業種の実態を踏まえ政令によりその範囲を拡大しており、その営む業種により以下のようないかだとされています。

なお、医療法人や社会福祉法人、外国会社は法における中小企業者には該当しません。

表1 法の対象となる中小企業者の範囲

中小企業基本法上の中小企業者の定義			政令により範囲を拡大した業種 (灰色部分を拡大)		
	資本金 又は	従業員数		資本金 又は	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下
サービス業		100人以下			

2. 戸籍謄本等（施行規則第1条第5項）

金融支援制度において親族関係を明らかにする場合には、戸籍謄本（戸籍が電子化されている場合には、戸籍に記載した事項に関する証明書）の提出を求めることがあります。なお、ひとつの戸籍は夫婦とその子单位で構成されているため、婚姻などにより戸籍から除かれる場合があります。このため、明らかにすることが必要とされている関係によって、本人以外の者を含む複数の戸籍謄本や除籍謄本（戸籍が電子化されている場合には、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書）の提出が必要となる場合があります。

3. 従業員数証明書（施行規則第1条第6項）

法に基づく申請等をする際には、常時使用する従業員の数を証する書類を提出する必要があります。施行規則では、「従業員数証明書」と定義しており、その内容は、次のとおりです。

① 厚生年金保険¹の標準報酬月額決定通知書

70歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。

日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者など、厚生年金保険の加入対象とならない者は常時使用する従業員には該当しません。

いわゆる出向や派遣等の場合にあっては、あくまでも厚生年金保険の加入事業所における常時使用する従業員として取り扱います。

厚生年金保険の適用事業所においては、70歳未満であり、かつ、従業員として使用されている者（日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者等を除く。）は、厚生年金保険の被保険者になります。

また、厚生年金保険の保険料や保険給付額の計算のために、社会保険事務所が毎年7月1日に被保険者の給与を基準として被保険者毎に標準報酬月額を定め「標準報酬月額決定通知書」を発行します。ただし、使用者兼務役員以外の役員であっても被保険者になるため、原則として決定通知書に氏名がある被保険者の人数から使用者兼務役員以外の役員の人数を除いた人数が70歳未満の常時使用する従業員の数となります。

なお、「標準報酬月額決定通知書」発行後における増減については、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

② 健康保険の標準報酬月額決定通知書

70歳以上75歳未満の常時使用する従業員の数を証する書類です。

日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者など、健康保険の加入対象とならない者は常時使用する従業員には該当しません。

任意継続被保険者は、被保険者であっても加入事業所における雇用の実態がないため、常時使用する従業員には該当しません。

いわゆる出向や派遣等の場合にあっては、あくまでも健康保険の加入事業所における常時使用する従業員として取り扱います。

健康保険の適用事業所においては、75歳未満であり、かつ、従業員として使用されて

¹ 厚生年金保険及び健康保険については、法人事業所はすべて適用事業所となります。また、個人事業所は一部の事業所（従業員が5人未満の個人経営の事業所など）を除き適用事業所となります。（厚生年金保険法第6条第1項及び健康保険法第3条第3項）。

いる者（日雇労働者、短期間雇用労働者及び当該事業所の平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者等を除く。）は、船員保険に加入している場合等を除き健康保険の被保険者になります。

また、健康保険の保険料や保険給付額の計算のために、社会保険事務所が毎年7月1日に被保険者の給与を基準として被保険者毎に標準報酬月額を定め「標準報酬月額決定通知書」を発行します。ただし、使用人兼務役員以外の役員であっても被保険者になるため、原則として決定通知書に氏名がある被保険者の人数から使用人兼務役員以外の役員及び任意継続被保険者の人数を除いた人数のうち70歳以上75歳未満の人数が常時使用する従業員の数となります。

なお、「標準報酬月額決定通知書」発行後における増減については、別途「被保険者資格取得（喪失）確認通知書」等によりその変動を証する必要があります。

③ その他の資料

常時使用する従業員の数を証する書類として、原則として、①及び②の書類の提出を求めていますが、下記に掲げるような場合にあっては、2月を超える雇用契約があり給与支給の実績がある、いわゆる正社員並みの雇用実態があることを前提に、それぞれに定める書類を提出することにより常時使用する従業員として取り扱います。

- ・厚生年金保険や健康保険の適用事業所でない場合：2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など
- ・75歳以上で厚生年金保険及び健康保険の加入対象外である場合：2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など
- ・船員保険の被保険者である場合等：これらの保険の被保険者資格を証する書類、2月を超える雇用契約書（正社員並みとしての雇用形態がわかるもの。）及び給与明細書など
- ・使用人兼務役員である場合：職業安定所に提出する兼務役員雇用実態証明書、雇用保険の被保険者資格を証する書類、2月を超える使用人としての雇用契約書及び使用人給与明細書など、使用人としての職制上の地位を証する書類

4. 上場会社等（施行規則第1条第7項）

金融支援制度の対象となる中小企業者については、会社である場合には、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社が除かれます。この適用対象外となる会社を「上場会社等」と定義しています。

5. 事業用資産等（施行規則第1条第8項）

工場用の土地や建物といった不動産、機械などの動産は、中小企業者の事業の実施に不

可欠な資産です。また、中小企業者が第三者から貸付けを受けている場合や支払を留保している金銭などがある場合には、当該貸付金や未収金に係る第三者の債権も事業の実施に不可欠なものであると考えられます。

このような事業の実施に不可欠な不動産や動産に中小企業者に対する貸付金や未収金を含めて「事業用資産等」と定義しています。

なお、不動産とは以下のようなものをいいます。

- ① 土地（土地の上に存する権利を含みます。）
- ② 建物及びその附属設備（当該建物と一体として利用されると認められるものに限ります。）
- ③ 構築物（建物と同一視しうるものに限ります。）

従って、船舶や航空機は不動産に該当しないことになります。

第3節 申請方法について

法に基づく申請等については、全国9ヶ所にある地方経済産業局にて受け付けております。窓口に提出していただく以外にも、郵送による提出が可能です。

<地方経済産業局 中小企業課 連絡先一覧>

北海道経済産業局 産業部中小企業課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311（代表） 011-709-1783（直通）
東北経済産業局 産業部中小企業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	022-263-1111（代表） 022-221-4922（直通）
関東経済産業局 産業部中小企業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 合同庁舎1号館	048-600-0323（直通）
中部経済産業局 産業部中小企業課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748（直通）
近畿経済産業局 産業部中小企業課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6000（代表） 06-6966-6023（直通）
中国経済産業局 産業部中小企業課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6番30号	082-224-5661（直通）
四国経済産業局 産業部中小企業課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎5~7階	087-811-8900（代表） 087-811-8529（直通）

九州経済産業局 産業部 中小企業金融室	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館7階	092-482-5448（直通）
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0031（代表） 098-866-1755（直通）

第4節 会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類

各種申請手続に当たり、会社については「会社法第435条第2項又は第617条第2項に規定する書類その他これらに類する書類」を提出いただく必要があります。

これらについて、会社の種別ごとに具体的に提出をお願いしている書類をまとめると以下のようになります。

なお、提出対象となる事業年度については、別途記載があるものを除き、それぞれの該当ページを参照して下さい。

なお、計算書類等の信頼性向上の観点から、計算書類等は「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に従って作成されることが望ましく、「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」又は「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」により税理士等の確認を受けている場合には、下記提出書類と併せてそのチェックリストも提出して下さい²。

施行規則第7条第1項第9号（金融支援に係る認定申請）の場合

	株式会社	合同会社	合名・合資会社
貸借対照表	○	○	○
損益計算書	○	○	△
株主（社員）資本等変動計算書	○	○	△
個別注記表	○	○	△
事業報告	○	△	△
附属明細書（勘定科目内訳書を含む）	○	△	△

《略号》

○：必ず提出が必要な書類です。

² 中小事業者は、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に掲った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努め、財務経営力の強化を図ることが重要です。

詳細は <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm> をご覧下さい。

△：作成している場合に提出をお願いしている書類です。
但し、損益計算書を作成していない場合にあっては、収支計算書などそれに代わるもの
のを提出して下さい。
また、附属明細書を作成していない場合にあっては、貸借対照表及び損益計算書（収
支明細書など）の作成の基礎となった勘定科目内訳書等を提出して下さい。
※：資産運用型会社の判定対象となる事業年度のうち最も古い事業年度終了日の5年前
の日以降に終了した各事業年度のものを提出して下さい。

第2章 金融支援措置について

第1節 金融支援のポイント

先代経営者の死亡や退任により事業承継をする際には多額の資金ニーズが発生する場合があります。

たとえば、相続などにより分散した株式等や事業用資産等の買取り（会社に対する貸付金や未収金の弁済を含む。）やこれらの資産に係る相続税の納税のために多額の資金が必要となります。また、経営者の交代により信用状態が低下し、取引先から支払サイトの短縮を求められたり、金融機関から借入れをする際に金利等の条件を厳しくされたりするなど、資金繰りが悪化する場合もあります。さらにMBOやEBOなどによる親族外承継を行う際には、事業を承継する役員や従業員等が先代経営者から株式等を買い取るための資金を調達する必要があります。

そこで、法では、経済産業大臣の認定（法第12条）を受けた中小企業者（非上場会社及び個人事業主）等に対し、以下の金融支援措置を講じることとしています。

1. 中小企業信用保険法の特例（法第13条）

認定を受けた中小企業者の事業に必要な資金について、中小企業信用保険法に規定されている普通保険（限度額2億円）、無担保保険（同8,000万円）、特別小口保険（同1,250万円）を別枠化します。本特例により、信用保証協会の債務保証も実質的に別枠化されることとなるため、中小企業者が当該債務保証を受けることで金融機関からの資金調達が行いやすくなります。

なお、本特例の適用を受けるのは、中小企業者である会社又は個人事業主が資金を借り入れるときであり、具体的に対象とする資金としては以下のものを想定しています。

- 株式や事業用資産等の買取資金
- 信用状態が低下している中小企業者の運転資金 等

2. 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例（法第14条）

認定を受けた中小企業者（会社）の代表者個人が必要とする資金であって、当該中小企業者の事業活動の継続に必要なものについて、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から代表者個人が融資を受けることができます。なお、金利について、通常の金利（基準金利）ではなく、特別に低い利率（特別利率①）が適用されます。

なお、現行制度では株式会社日本政策金融公庫と沖縄振興開発金融公庫から代表者個人が融資を受けることができませんでしたが、本特例により後継者である代表者個人が事業承継の際に必要となる資金を株式会社日本政策公庫等から融資を受けることが可能になります。

したがって、本特例の適用を受けるのは、中小企業者である会社の代表者個人が資金を

借り入れるとき³です。

なお、具体的に対象とする資金については、次に掲げるよう施行規則第14条各号に規定されています。株式会社日本政策金融公庫法等の特例を利用するため認定を受けようとする場合には、資金用途に十分に留意してください。

一 当該認定中小企業者等の代表者が相続により承継した債務であって当該認定中小企業者等の事業用資産等を担保とする借入れに係るもの弁済資金

先代経営者が会社に資金投入することを目的として、個人資産（土地や建物）を担保として借入れを行っており、かつ、その個人資産が事業の用に供されている場合があります。この場合、後継者が相続した当該借入れに係る債務の返済が滞ると、担保設定されている事業用資産等が差し押さえられ、その後の事業活動の継続に支障が生じてしまいます。そこで、このような借入れに係る債務の弁済資金を株式会社日本政策金融公庫等の融資の対象としています。

二 当該認定中小企業者等以外の者が有する株式等又は事業用資産等を、当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金

後継者個人が株式等や事業用資産等を買い取る場合（第三者の会社に対する貸付金や未収金を弁済する場合も含む。）に必要となる資金です。なお、先述したように、この資金用途には、後継者が会社の役員や従業員であり、MBO や EBO により事業承継をする際の株式等や事業用資産等の買取資金も含まれます。

三 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡に起因する経営の承継に伴い、次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事審判法により審判が確定し、若しくは調停が成立したことにより経営を承継した代表者が負担した債務を支払うために必要な資金

イ 当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該経営を承継した代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割

ロ 当該経営を承継した代表者が有する当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償

先代経営者の相続に関して、後継者を含む相続人間で、以下に掲げるいずれかを内容とする①判決の確定、②裁判上・裁判外の和解、③審判の確定、④調停の成立により、後継者が負担した債務を支払うために必要な資金です。

³ 個人事業主の場合は本特例がなくとも株式会社日本政策金融公庫等から融資を受けることができます。

- イ 先代経営者からの相続にあたって、遺産に株式等や事業用資産等が含まれる場合に、後継者がこれらの資産を取得するために、非後継者にその代償として金銭を支払うこと。
- ロ 先代経営者からの相続にあたって、株式等や事業用資産等を相続若しくは遺贈又は贈与により取得したことによって非後継者の遺留分を侵害したため遺留分減殺請求を受けた場合に、非後継者にこれらの資産を返還する代わりに金銭を支払うこと。

四 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因して、当該経営を承継した代表者が、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該認定中小企業者等の株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付するための資金

後継者が相続若しくは遺贈又は贈与により先代経営者から取得した中小企業者の株式等や事業用資産等に課される相続税や贈与税を納付するための資金です。

五 前各号に掲げるもののほか、当該認定中小企業者等の事業活動の継続に特に必要な資金

上記の一から四以外の資金で、中小企業者の事業活動の継続にために、後継者個人が必要とする資金です。

第2節 経済産業大臣の認定（会社編）

1. 認定の要件

会社である中小企業者については、上場会社等以外の会社であることが必要です。それに加えて、先代経営者（代表者又は代表者であった者）の死亡又は退任により事業承継をする際に施行規則第6条第1項各号（ただし、第7号及び第8号は事業承継税制の適用要件のベースとなるものであるために第4章で後述します。）に定められている事由に該当していることが必要となります。具体的な内容は以下のとおりです。

一 当該中小企業者又はその代表者が、当該中小企業者又は当該代表者以外の者が有する当該中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）又は事業用資産等を取得する必要があること。

先代経営者が死亡又は退任したことにより、

- 相続に伴い後継者以外の相続人に株式等や事業用資産が分散した、
- 先代経営者と友好的であった者が株式等や事業用資産の売却を希望している、
- MBO や EBO 等の場合に先代経営者から株式等や事業用資産などを譲り受ける、

といった事態が生じた場合に、後継者（代表者）が経営の安定化のため、株式等や事業用資産を買い取るための資金を必要としていることです。

また、条文上の「事業用資産等」には、先述のとおり中小企業者に対する貸付金や未収

金も含まれるため、

- 会社が貸付金の弁済や未払だった給与の支払を急遽求められる、
など債務を弁済する必要がある場合もこれに該当します。

二 当該中小企業者の代表者が相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（遺贈に含まれる贈与を除く。以下同じ。）により取得した当該中小企業者の株式等若しくは事業用資産等に係る多額の相続税又は贈与税を納付することが見込まれること（第7号及び第8号に掲げる事由に該当する場合を除く。）。

後継者が、相続若しくは遺贈又は贈与により先代経営者から中小企業者の株式等や事業用資産等を取得したために、多額の相続税や贈与税の納税資金を必要としていることです。

なお、「死因贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与）」の場合も相続税が課されることになりますので、「遺贈」に含めることにしています。

三 当該中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の3月間における当該中小企業者の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が、前年同期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれること。

経営者の交代により取引先からの信用力が低下したため、売上高等が減少することが見込まれることです。具体的な基準として、前年同期の3月間と比較して、同期中の売上高等が80%以下に落ち込むことが見込まれることとしています。

四 仕入先（当該中小企業者の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が100分の20以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。）からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

経営者の交代により取引先からの信用力が低下したため、主な仕入先から申請者にとって不利益となる取引条件を設定されたことです。具体的には、申請者の仕入額の総額の20%以上の仕入額を占める仕入先から支払サイトを短縮されるなどの取引条件変更をされた場合などが該当します。

五 取引先金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第1項に規定する農水産業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行であって、当該中小企業者の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合が100分の20以上である場合における当該取引先金融機関に限る。以下同じ。）からの借入れに係る返済方法その

他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

経営者の交代により取引先金融機関からの信用力が低下したため、主な取引先金融機関からの借入れが困難になったことです。具体的には、申請者の借入金額の総額の20%以上の借入金額を占める取引先金融機関からの借入れにおいて、返済期間の短縮、貸付金利の上昇、借入金額の減少や与信取引の拒絶などをされるなど取引に支障が生じている場合が該当します。

六 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事審判法（昭和22年法律第152号）により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。

- イ 当該中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等又は事業用資産等をもつてする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割
- ロ 当該代表者が有する当該中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償

先代経営者の相続に関して、後継者を含む相続人間で、以下に掲げるいずれかを内容とする①判決の確定、②裁判上・裁判外の和解、③審判の確定、④調停の成立があったことです。

- イ 先代経営者からの相続にあたって、遺産に株式等や事業用資産等が含まれる場合に、後継者がこれらの資産を取得するために、非後継者にその代償として金銭を支払うこと。
- ロ 先代経営者からの相続にあたって、株式等や事業用資産等を相続若しくは遺贈又は贈与により取得したことによって非後継者の遺留分を侵害したため遺留分減殺請求を受けた場合に、非後継者にこれらの資産を返還する代わりに金銭を支払うこと。

七 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。

（後略）

本号は、事業承継税制の適用要件のベースとなるものですので、詳しくは「第4章 事業承継税制のベースとなる要件について」をご参照ください。

八 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれること。

(後略)

本号は、事業承継税制の適用要件のベースとなるものですので、詳しくは「第4章 事業承継税制のベースとなる要件について」をご参照ください。

九 前各号に掲げるもののほか、当該中小企業者の事業活動の継続に支障を生じさせること。

上記の一から八までの事由以外のもので、事業承継に際して事業活動の継続に支障が生じさせることです。

2. 認定の申請手続

申請者が、施行規則第6条第1項各号（第7号及び第8号を除きます。第7号及び第8号の事由に該当する場合には「第4章 事業承継税制のベースとなる要件について」をご参照ください。）に該当することについて経済産業大臣の認定を受けるためには、以下の申請が必要です（法第12条第1項第1号、第2項及び施行規則第7条第1項）。

また、該当する事由及び利用する特例制度（中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法等の特例）により、それぞれ記載内容と添付書類が異なります。次では、共通の記載内容及び添付書類を**共通事項**、事由ごとの記載内容及び添付書類を**事由別事項**としてまとめています。申請する場合には、該当する事由に関する解説を参照して、必要事項を申請書に記載し、必要書類を添付してください。

(A) 共通事項

- ・(A)-1 認定申請書の記載要領
申請書は、様式第6を使用してください。

【様式記載事項についての補足説明】

- ① 「1 主たる事業内容」には、認定申請日において営んでいる事業内容（一般機械製造業、繊維・衣服等卸売業、一般飲食店など）を記載してください。
- ② 「2 資本金の額又は出資の総額」には、認定申請日における申請者の資本金の額又は出資の総額を記載してください。
- ③ 「3 常時使用する従業員の数」には、認定申請日における申請者が常時使用する従業員の数を記載してください。

別紙1に「経営の承継を行うこととなった原因」について以下のとおり記載してください。

(別紙 1)

経営の承継を行うこととなった原因

1 申請者が会社である場合は、下記の該当する事項を記載する。

(1) 代表者（代表者であった者を含む。）が死亡したこと。

氏名

死亡日

（提出書類）

戸籍謄本等

(2) 代表者が退任したこと。

氏名

退任日

退任理由

（提出書類）

登記事項証明書等

① 原因が先代経営者の死亡であるときは、「(1) 代表者（代表者であった者を含む。）が死亡したこと。」の欄に、先代経営者の氏名と死亡日（年月日）を記載してください。

② 原因が先代経営者の退任であるときは、「(2) 代表者が退任したこと。」の欄に、先代経営者の氏名、退任日（年月日）と退任理由（代替わり、疾病・負傷など）を記載してください。

なお、該当する項目のみを記載すればよく、他の項目は記載する必要はありません。

・(A)-2 認定申請書の添付書類

事由に関わらず、申請の際には以下の①から⑥までの書類を添付してください。

① 認定申請書の写し（別紙 1 及び別紙 2 を含みます。記入した申請書のコピーで構いません。）

② 登記事項証明書（認定申請日の前 3 月以内に作成されたものに限ります。）

③ 認定申請日における定款の写し（電子媒体で記録している場合には、それを印刷したもの）

④ 申請者の認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書など会社法第 435 条第 2 項又は第 617 条第 2 項に規定する書類その他これらに類する書類具体的に提出していただく資料については、第 1 章第 4 節をご参照下さい。

⑤ 申請者が上場会社等でない旨の誓約書

⑥ 認定申請日における従業員数証明書

「経営の承継を行うこととなった原因」が先代経営者の死亡である場合には、上記の書類に加えて、その先代経営者の死亡したことを証する戸籍謄本等を添付してください。

(B) 事由別事項

別紙 2 に「事業活動の継続に支障を生じさせる事由」について以下のとおり記載してください。

(別紙 2)

事業活動の継続に支障を生じさせる事由

1 申請者が会社であり、法第 13 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

法第 13 条に規定する「中小企業信用保険法の特例」を利用する場合に記載すべき項目です。認定要件のうち、会社として資金が必要となっている場合が該当します。

3 申請者が会社であり、その代表者が法第 14 条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

法第 14 条に規定する「株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例」を利用する場合に記載すべき項目です。認定要件のうち、後継者個人として資金が必要となっている場合が該当します。

なお、該当する項目のみを記載すればよく、それ以外の項目は記載する必要はありません。

・(B)-1 申請者又はその代表者が、これらの者以外の者が有している株式等や事業用資産等を取得する必要があること（第 1 号事由）

施行規則第 6 条第 1 項第 1 号の事由に該当している場合です。

・(B)-1-1 株式等を取得する場合

(1) 別紙 2 の記載要領

申請者が自己の株式⁴を取得する場合には下記①を、後継者（申請者の代表者）が株式等を取得する場合には下記②を記載してください。この場合、「取得する株式の価格」又は「取得する株式等の価格」を記載してください。

なお、認定を受けることにより、申請者が自己の株式を取得する場合には中小企業信用

⁴ 会社法上、持分会社は、自己の持分を取得することができません（会社法第 587 条第 1 項）。

保険法の特例、代表者が申請者の株式等を取得する場合には株式会社日本政策金融公庫法等の特例を利用することができます。

① 申請者が株式の取得を必要とする場合

1 申請者が会社であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

- (1) 申請者が、当該申請者以外の者が有する株式を取得する必要があること。

取得する株式の価格

(提出書類)

1 認定申請日における株主名簿の写し

2 申請者が譲受けの申込みをしようとする自己の株式の価格を証する書類

② 申請者の代表者が株式等の取得を必要とする場合

3 申請者が会社であり、その代表者が法第14条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

- (1) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。

取得する株式等の価格

(提出書類)

1 認定申請日における株主名簿の写し

2 申請者の代表者が譲受けの申込みをしようとする株式等の価格を証する書類

(2) 添付書類

- ① 認定申請日における株主名簿の写し

認定申請日における株主構成が確認できる株主名簿を添付してください。

株主名簿には会社の実印を押印して下さい。

- ② 申請者が譲受けの申込みをしようとする自己の株式の価格を証する書類／申請者の代表者が譲受けの申込みをしようとする申請者の株式等の価格を証する書類

例えば、貸借対照表における純資産額(不良資産等控除後)を用いた算定書や財産評基
本通達に基づく算定書などを添付してください。

・(B)-1-2 事業用資産等を取得する場合

(1) 別紙2の記載要領

申請者が事業用資産等を取得する場合（会社の債務を弁済する場合も含みます。）には下記①を、後継者（申請者の代表者）が事業用資産等を取得する場合（会社の債務を弁済する場合も含みます。）には下記②を記載してください。

この場合、取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の項目を記載することが必要です。該当する項目以外は記載する必要はありません。

- 取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格
- 取得する動産の名称及び価格
- 弁済する貸付金に係る債権者の氏名又は会社名及び金額
- 支払う未収金に係る債権者の氏名又は会社名及び金額

なお、認定を受けることにより、申請者が取得し又は弁済する場合には中小企業信用保険法の特例、申請者の代表者が取得し又は弁済する場合には株式会社日本政策金融公庫法等の特例を利用することができます。

① 申請者が事業用資産等の取得を必要とする場合

1 申請者が会社であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

- (2) 申請者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。
- 取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格
取得する動産の名称及び価格
返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者及び金額
支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者及び金額
(提出書類)
- 1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）及び当該事業用資産等の価格を証する書類
 - 2 申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

② 申請者の代表者が事業用資産等の取得を必要とする場合

3 申請者が会社であり、その代表者が法第14条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(2) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称と価格

返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者と金額

支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額

(提出書類)

1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）及び当該事業用資産等の価格を証する書類

2 申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

(2) 添付書類

① 申請者（又はその代表者）が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）

事業用資産等が不動産である場合には、当該不動産を特定するために登記事項証明書を添付してください。

② 当該事業用資産等の価格を証する書類

取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の書類を添付してください。

- 不動産の場合は、不動産鑑定評価書、固定資産税評価額、路線価等を用いた評価額、前事業年度の計算書類の勘定科目明細書などのその価格が確認できる書類
- 動産の場合は、前事業年度の計算書類の勘定科目明細書などその価格が確認できる書類
- 貸付金の場合は、金銭消費貸借契約書などのその金額が分かる書類
- 未収金の場合は、前事業年度の計算書類の勘定科目明細書などのその金額が分かる書類

③ 申請者（又はその代表者）以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の書類を添付してください。

- 不動産の場合は、登記事項証明書
- 動産の場合は、申請者又はその代表者との売買契約書などその売主であることが確認できる書類
- 貸付金の場合は、金銭消費貸借契約書などその債権者が確認できる書類
- 未収金の場合は、計算書類の勘定科目明細書などその債権者が確認できる書類

- ・(B)-2 申請者の代表者が株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付すること（第2号事由）

(1) 別紙2の記載要領

申請者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した申請者の株式等や事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載してください。

なお、この場合、認定を受けることにより、株式会社日本政策金融公庫法等の特例を利用することができます。

3 申請者が会社であり、その代表者が法第14条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

- (3) 申請者の代表者が株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

相続税又は贈与税の見込額

(提出書類)

申請者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

(2) 添付書類

後継者（申請者の代表者）が税務署に提出を予定している相続税又は贈与税の申告書案などの相続税又は贈与税の見込額が確認できる書類を添付してください。

- ・(B)-3 申請者の売上高等が減少することが見込まれること（第3号事由）

(1) 別紙2の記載要領

- ① (A)については、申請者の先代経営者の死亡又は退任した後の3月間における売上高等の見込額を記載してください。なお、見込額については、その先代経営者の死亡等の後の売上高等の実績額などから推定してください。ただし、既にその先代経営者の死亡等から3月間経過している場合は、実績額を記載してください。
- ② (B)については、前事業年度の同時期における3月間の売上高等を記載してください。
- ③ 売上高等の見込減少割合として、「 $100 - A / B \times 100$ 」で計算された値（単位は%）を記載してください。この値が20%以上であることが必要です。

なお、この場合、認定を受けることにより、中小企業信用保険法の特例を利用することができます。

1 申請者が会社であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(3) 申請者の売上高等が減少することが見込まれること。

申請者の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の3月間における売上高等の合計の見込額（A）

上記の前事業年度の同時期における3月間の売上高等の合計（B）

売上高等の見込減少割合（%、 $100 - A/B \times 100$ ）

（提出書類）

申請者の売上高等が減少することが見込まれることを証する書類

（記載要領）

「売上高等の合計の見込額」については、代表者（代表者であった者を含む。）

が死亡又は退任した後3月以上経過している場合には、実績を記載する。

（2）添付書類

既に売上高等の実績額の把握が可能な月の月次の合計残高試算表など、先代経営者が死亡又は退任した後の3月間の売上高等の見込額の推定の根拠となる資料を添付してください。

・(B)-4 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと（第4号事由）

（1）別紙2の記載要領

① その仕入額が申請者の仕入額の総額のうちに占める割合が20%以上であり、仕入れに係る取引条件については申請者の不利益となる設定又は変更が行われている仕入先の名称及び所在地を記載してください。

② (A)については①の仕入先からの仕入額、(B)については申請者の仕入額の総額を記載してください。

③ また、「仕入先から仕入額の割合」として、「 $A/B \times 100$ 」で計算された値（単位は%）を記載してください。この値が20%以上であることが必要です。

④ 「取引条件の設定又は変更内容」については、

- 手形払いから現金払いへの変更
- 支払期間の短縮
- 仕入数量の制限
- 仕入保証金の積立て

などの不利益となる取引条件の設定・変更の内容を具体的に記載してください。

なお、この場合、認定を受けることにより、中小企業信用保険法の特例を利用することができます。

1 申請者が会社であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(4) 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

仕入先の名称及び所在地

仕入先からの仕入額（A）

仕入額の総額（B）

仕入先からの仕入額の割合（%、 $A/B \times 100$ ）

取引条件の設定又は変更の内容

（提出書類）

仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたことを証する書類

（記載要領）

「仕入先」については、「仕入先からの仕入額の割合」が20%以上の者を記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(2) 添付書類

以下の資料を添付してください。

① 仕入帳や仕入実績を取りまとめた一覧表などの仕入先からの仕入額及び会社の仕入額の総額について確認できる書類

② 仕入先から会社に宛てた通知や依頼の書面などの取引条件の設定又は変更の内容について確認できる書類

・(B)-5 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと（第5号事由）

(1) 別紙2の記載要領

① その借入金額が申請者の借入金額の総額のうちに占める割合が20%以上であり、取引に係る支障が生じている取引先金融機関の名称及び所在地を記載してください。

② (A)については取引先金融機関からの借入額、(B)については借入金額の総額を記載してください。

③ また、「取引先金融機関から借入金額の割合」として、「 $A/B \times 100$ 」で計算された値（単位は%）を記載してください。この値が20%以上であることが必要です。

④ 「借入条件の悪化」については、

- 金利引上げ
 - 返済方法につき期限一括から分割への変更
 - 反復借入時における貸出期間の短縮
- などの悪化内容を具体的に記載してください。
- ⑤ 「借入金額が減少した内容」については、先代経営者の死亡又は退任の日の前後の借入金額について減少した額などを記載してください。
- ⑥ 「与信取引が拒絶された内容」については、その経緯を記載してください。
- ⑦ 「その他金融機関との取引に係る支障が生じた内容」については、④から⑥までに挙げた内容以外で取引に係る支障が生じた場合において、その内容をできる限り具体的に記載してください。

なお、この場合、認定を受けることにより、中小企業信用保険法の特例を利用することができます。

1 申請者が会社であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

- (5) 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。
- 取引先金融機関の名称及び所在地
取引先金融機関からの借入金額（A）
借入金額の総額（B）
取引先金融機関からの借入金額の割合（%、 A／B × 100）
借入条件が悪化した内容
借入金額が減少した内容
与信取引が拒絶された内容その他金融機関との取引に係る支障が生じた内容
(提出書類)
取引先金融機関からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたことを証する書類
(記載要領)
「取引先金融機関」については、「取引先金融機関からの借入額の割合」が20%以上の者は記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(2) 添付書類

以下の書類を添付してください。

- ① 前年の会計帳簿等の勘定科目明細や金融機関発行の借入債務の残高証明書などの取引先金融機関からの借入金額及び申請者の借入金額の総額が確認できる書類
- ② 先代経営者の死亡又は退任の前後の金銭消費貸借契約書などの借入条件が悪化したことが確認できる書類
- ③ 先代経営者の死亡又は退任の前後の残高証明書などの借入残高が減少したことが確認できる書類
- ④ 経緯書などの与信取引の拒絶がされたことが確認できる書類

・(B)-6 申請者の代表者が申請者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産を分割したこと／申請者の代表者が有する申請者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償をすること（第6号事由）

(1) 別紙2の記載要領

- ① 申請者の代表者が遺産の分割によって債務を負担することになった場合には、その債務の金額を記載してください。
- ② 申請者の代表者が遺留分の減殺を受けた場合に価額弁償をするときには、その遺留分減殺に係る価額弁償の金額を記載してください。

なお、この場合、認定を受けることにより、株式会社日本政策金融公庫法等の特例を利用することができます。

3 申請者が会社であり、その代表者が法第14条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(4) 申請者の代表者が当該申請者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。
遺産の分割により負担する債務の金額
(提出書類)
遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書

(5) 申請者の代表者が有する当該申請者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式又は事業用資産等の返済義務を免れるための価

額弁償をすること。

遺留分の減殺に係る価額弁償の金額

(提出書類)

価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書

(2) 添付書類

以下の書類を添付してください。

- ① 申請者の代表者が遺産の分割によって債務を負担することになった場合には、遺産の分割に係る和解契約書(遺産分割協議書)、審判書又は調停調書など負担することになった債務の金額が確認できる書類
- ② 申請者の代表者が遺留分の減殺を受けた場合に価額弁償をするときには、価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解調書若しくは調停調書など価額弁償する資金の金額が確認できる書類

・(B)-7 申請者の代表者が贈与により取得した当該申請者の株式等に係る贈与税を納付すること（第7号事由）

事業承継税制の適用要件のベースとなるものですので、詳しくは「第4章 事業承継税制のベースとなる要件について」をご参照ください。

・(B)-8 申請者の代表者が相続又は遺贈により取得した当該申請者の株式等に係る相続税を納付すること（第8号事由）

事業承継税制の適用要件のベースとなるものですので、詳しくは「第4章 事業承継税制のベースとなる要件について」をご参照ください。

・(B)-9 その他諸費用が生じたこと（第9号事由）

(1) 別紙2の記載要領

上記の第1号から第8号に掲げる事由に伴う諸費用又はこれら以外の事由による諸費用が生じており、その結果、事業活動の継続に支障が生じている場合には、諸費用の具体的な内容とその金額を記載してください。

なお、申請者が必要とする資金の場合には中小企業信用保険法の特例、申請者の代表個人が必要とする場合には株式会社日本政策金融公庫法等の特例をそれぞれ利用することができます。

1 申請者が会社であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(6) その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

3 申請者が会社であり、その代表者が法第14条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(6) その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

(2) 添付書類

上記の事由が生じていることを証する書類を添付してください。

第3節 経済産業大臣の認定（個人事業主編）

1. 認定の要件

中小企業者が個人事業主である場合には、先代経営者（他の個人事業主）の死亡又はその営んでいた事業の譲渡により事業承継をする際に施行規則第6条第6項各号に定められている事由に該当していることが認定を受けるための要件となります。具体的な内容は以下のとおりです。

一 当該中小企業者が、当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること。

先代経営者が死亡又は退任したことにより、

- 相続に伴い後継者以外の相続人に事業用資産が分散した、
- 先代経営者と友好的であった者が事業用資産の売却を希望している、
- 従業員による親族外承継の場合に先代経営者から事業用資産などを譲り受ける、
といった事態が生じた場合に、後継者が経営の安定化のため、事業用資産を買い取る
必要があることです。

また、条文上の「事業用資産等」には、先述のとおり中小企業者に対する貸付金や未収金も含まれるため、

- 後継者に対する貸付金の弁済や未払だった給与の支払を急遽求められる、など債務を弁済する必要がある場合もこれに該当します。

二 当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

後継者が、相続若しくは遺贈又は贈与により先代経営者から中小企業者の事業用資産等を取得したため、多額の相続税や贈与税の納税資金を必要していることです。

なお、「死因贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与）」の場合も相続税が課されることになりますので、「遺贈」に含めることにしています。

三 当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の3月間における当該中小企業者の売上高等が、前年同期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれること。

経営者の交代により取引先からの信用力が低下したため、売上高等が減少することが見込まれることです。具体的な基準として、前年同期の3月間と比較して、同期中の売上高等が80%以下に落ち込むことが見込まれることとしています。

四 仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

経営者の交代により取引先からの信用力が低下したため、主な仕入先から申請者にとって不利益となる取引条件を設定されたことです。具体的には、申請者の仕入額の総額の20%以上の仕入額を占める仕入先から支払サイトを短縮されるなどの取引条件変更をされた場合などが該当します。

五 取引先金融機関からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

経営者の交代により取引先金融機関からの信用力が低下したため、主な取引先金融機関からの借入れが困難になったことです。具体的には、申請者の借入金額の総額の20%以上の借入金額を占める取引先金融機関からの借入れにおいて、返済期間の短縮、貸付金利の上昇、借入金額の減少や与信取引の拒絶などをされるなど取引に支障が生じている場合が該当します。

六 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事審判法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。

- イ 当該中小企業者がその事業用資産等をもってする分割に代えて当該中小企業者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割

- 当該中小企業者が有するその事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償

先代経営者の相続に関して、後継者を含む相続人間で、以下に掲げるいずれかを内容とする①判定の確定、②裁判上・裁判外の和解、③審判の確定、④調停の成立があったことです。

- イ 先代経営者からの相続にあたって、遺産に事業用資産が含まれる場合に、後継者がこれらの資産を取得するために、非後継者にその代償として金銭を支払うこと。
- 先代経営者からの相続にあたって、事業用資産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得したことによって非後継者の遺留分を侵害したため遺留分減殺請求を受けた場合に、非後継者にこれらの資産を返還する代わりに金銭を支払うこと。

- 七 前各号に掲げるもののほか、当該中小企業者の事業活動の継続に支障を生じさせること。

上記の一から六までの事由以外のもので、事業承継に際して事業活動の継続に支障が生じさせていると考えられることです。

2. 認定の申請手続

申請者が、施行規則第6条第6項各号に該当することについて経済産業大臣の認定を受けるためには、以下の申請が必要です（法第12条第1項第2号、第2項及び施行規則第7条第1項）。

また、該当する事由により、それぞれ記載内容と添付書類が異なります。次では、共通の記載内容及び添付書類を**共通事項**、事由ごとの記載内容及び添付書類を**事由別事項**としてまとめています。申請する場合には、該当する事由に関する解説を参照して、必要事項を申請書に記載し、必要書類を添付してください。

(A) 共通事項

- ・(A)-1 認定申請書の記載要領

申請書は、様式第6を使用してください。

【様式記載事項についての補足説明】

- ① 「1 主たる事業内容」には、認定申請日において営んでいる事業内容（一般機械製造業、繊維・衣服等卸売業、一般飲食店など）を記載してください。
- ② 「2 常時使用する従業員の数」には、認定申請日における申請者が常時使用する従業員の数を記載してください。

別紙1に「経営の承継を行うこととなった原因」について以下のとおり記載してください

い。

(別紙 1)

経営の承継を行うこととなった原因

2 申請者が個人である場合は、下記の該当する事項を記載する。

- (1) 他の中小企業者である個人が死亡したこと。

氏名

死亡日

(提出書類)

戸籍謄本等

- (2) 他の中小企業者が事業を譲渡した（する）こと。

氏名

事業を譲渡した（する）日

(提出書類)

他の個人である中小企業者との間の事業の譲渡に関する契約書

- ① 原因が先代経営者の死亡であるときは、「他の中小企業者である個人が死亡したこと。」の欄に、先代経営者の氏名と死亡日（年月日）を記載してください。
② 原因が先代経営者から後継者に対する事業の譲渡であるときは、「他の中小企業者が事業を譲渡した（する）こと。」の欄に、先代経営者の氏名と事業の譲渡日（年月日）を記載してください。事業の譲渡日については、添付書類の事業の譲渡に関する契約書にある事業の譲渡日を記載してください。

なお、該当する項目のみを記載すればよく、それ以外の項目は記載する必要はありません。

・(A)-2 認定申請書の添付書類

- ① 事由に関わらず、認定申請日における従業員数証明書、及び申請の際に後継者である個人事業主の財務状況が分かる資料として前年の会計帳簿及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類並びに事業内容を記載した書類を添付してください。
② 「経営の承継を行うこととなった原因」が先代経営者の死亡である場合には、①に加えて、その先代経営者の死亡したことを証する戸籍謄本等を添付してください。
③ 「経営の承継を行うこととなった原因」が先代経営者から後継者に対する事業の譲渡であるときは、①に加えて、事業の譲渡に関する契約書を添付してください。

(B) 事由別事項

別紙 2 に「事業活動の継続に支障を生じさせる事由」について以下のとおり記載してください。

(別紙 2)

事業活動の継続に支障を生じさせる事由

2 申請者が個人であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

なお、申請者が個人事業主の場合は、法第13条に規定する「中小企業信用保険法の特例」のみが利用できます（株式会社日本政策金融公庫法等の特例については、従来から個人事業主は融資対象であるため、当該特例を利用しない場合であっても融資を受けることができます。）。

・(B)-1 申請者が、当該者以外が有している事業用資産等を取得する必要があること（第1号事由）

施行規則第6条第6項第1号の事由に該当している場合です。

(1) 別紙2の記載要領

取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の項目を記載することが必要です。該当する項目以外は記載する必要はありません。

- 取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格
- 取得する動産の名称及び価格
- 弁済する貸付金に係る債権者の氏名又は会社名及び金額
- 支払う未収金に係る債権者の氏名又は会社名及び金額

2 申請者が個人であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(1) 申請者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称と価格

返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者と金額

支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額

(提出書類)

1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書（当該事業用資産等が不動産である場合に限る。）及び当該事業用資産等の価格を証する書類

2 申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

(2) 添付書類

- ① 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書(当該事業用資産等が不動産である場合に限る。)

事業用資産等が不動産である場合には、当該不動産を特定するために登記事項証明書を添付してください。

② 当該事業用資産等の価格を証する書類

取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の書類を添付してください。

- 不動産の場合は、不動産鑑定評価書、固定資産税評価額、路線価等を用いた評価額、前年の計算書類の勘定科目明細書などのその価格が確認できる書類
- 動産の場合は、前年の計算書類の勘定科目明細書などその価格が確認できる書類
- 貸付金の場合は、金銭消費貸借契約書などのその金額が分かる書類
- 未収金の場合は、前年の計算書類の勘定科目明細書などのその金額が分かる書類

③ 申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類

取得する事業用資産又は弁済する債務の内容により、以下の書類を添付してください。

- 不動産の場合は、登記事項証明書
- 動産の場合は、申請者との売買契約書などその売主であることが確認できる書類
- 貸付金の場合は、金銭消費貸借契約書などその債権者が確認できる書類
- 未収金の場合は、計算書類の勘定科目明細書などその債権者が確認できる書類

・(B)-2 申請者が事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付すること（第2号事由）

(1) 別紙2の記載要領

申請者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載してください。

2 申請者が個人であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(2) 申請者が事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

相続税又は贈与税の見込額

(提出書類)

申請者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

(2) 添付書類

申請者が税務署に提出を予定している相続税又は贈与税の申告書案などの相続税又は贈与税の見込額が確認できる書類を添付してください。

- ・(B)-3 申請者の売上高等が減少することが見込まれること（第3号事由）

(1) 別紙2の記載要領

- ① (A)については、先代経営者の死亡又は後継者への事業譲渡後の3月間における売上高等の見込額を記載してください。なお、見込額については、その先代経営者の死亡等の後の売上高等の実績額などから推定してください。ただし、既にその先代経営者の死亡等から3月間経過している場合は、実績額を記載してください。
- ② (B)については、前年の同時期における3月間の売上高等を記載してください。
- ③ 売上高等の見込減少割合として、「 $100 - A / B \times 100$ 」で計算された値（単位は%）を記載してください。この値が20%以上であることが必要です。

2 申請者が個人であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(3) 申請者の売上高等が減少することが見込まれること。

他の個人である中小企業者が死亡又は他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の3月間における売上高等の合計の見込額（A）

上記の前年の同時期における3月間の売上高等の合計（B）

売上高等の見込減少割合（%、 $100 - A / B \times 100$ ）

（提出書類）

申請者の売上高等が減少することが見込まれることを証する書類

（記載要領）

「売上高等の合計の見込額」については、他の個人である中小企業者の死亡又は当該他の個人である退任した後3月以上経過している場合には、実績を記載する

(2) 添付書類

既に売上高等の実績額の把握が可能な月の月次の合計残高試算表などの先代経営者が死亡又は後継者への事業譲渡後の3月間の売上高等の見込額の推定の根拠となる資料を添付してください。

- ・(B)-4 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと（第4号事由）

(1) 別紙2の記載要領

- ① その仕入額が申請者の仕入額の総額のうちに占める割合が20%以上であり、仕入れに

係る取引条件については申請者の不利益となる設定又は変更が行われている仕入先の名称及び所在地を記載してください。

- ② (A)については①の仕入先からの仕入額、(B)については申請者の仕入額の総額を記載してください。
- ③ また、「仕入先から仕入額の割合」として、「 $A/B \times 100$ 」で計算された値（単位は%）を記載してください。この値が20%以上であることが必要です。
- ④ 「取引条件の設定又は変更内容」については、
 - 手形払いから現金払いへの変更
 - 支払期間の短縮
 - 仕入数量の制限
 - 仕入保証金の積立てなどの不利益となる取引条件の設定・変更の内容を具体的に記載してください。

2 申請者が個人であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

- (4) 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

仕入先の名称及び所在地

仕入先からの仕入額 (A)

仕入額の総額 (B)

仕入先からの仕入額の割合 (%、 $A/B \times 100$)

取引条件の設定又は変更の内容

(提出書類)

仕入先からの仕入れに係る取引条件が不利益となる設定又は変更が行われたことを証する書類

(記載要領)

「仕入先」については、「仕入先からの仕入額の割合」が20%以上の者は記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(2) 添付書類

以下の書類を添付してください。

- ① 仕入帳や仕入実績を取りまとめた一覧表などの仕入先からの仕入額や申請者の仕入額の総額について確認できる書類
- ② 仕入先から申請者宛ての通知や依頼の書面などの取引条件の設定又は変更の内容について確認できる書類

・(B)-5 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと（第5号事由）

(1) 別紙2の記載要領

- ① その借入金額が申請者の借入金額の総額のうちに占める割合が20%以上であり、取引に係る支障が生じている取引先金融機関の名称及び所在地を記載してください。
- ② (A)については取引先金融機関からの借入額、(B)については借入金額の総額を記載してください。
- ③ また、「取引先金融機関から借入金額の割合」として、「 $A/B \times 100$ 」で計算された値（単位は%）を記載してください。この値が20%以上であることが必要です。
- ④ 「借入条件の悪化」については、
 - 金利引上げ
 - 返済方法につき期限一括から分割への変更
 - 反復借入時における貸出期間の短縮などの悪化内容を具体的に記載してください。
- ⑤ 「借入金額が減少した内容」については、先代経営者の死亡又は申請者への事業譲渡の前後の借入金額について減少した額などを記載してください。
- ⑥ 「与信取引が拒絶された内容」については、その経緯を記載してください。
- ⑦ 「その他金融機関との取引に係る支障が生じた内容」については、④から⑥までに挙げた内容以外で取引に係る支障が生じた場合において、その内容をできる限り具体的に記載してください。

2 申請者が個人であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(5) 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

取引先金融機関の名称及び所在地

取引先金融機関からの借入金額 (A)

借入金額の総額 (B)

取引先金融機関からの借入金額の割合 (%、 $A/B \times 100$)

借入条件が悪化した内容

借入金額が減少した内容

与信取引が拒絶された内容

その他金融機関との取引に支障が生じた内容

(提出書類)

取引先金融機関からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じた

ことを証する書類

(記載要領)

「取引先金融機関」については、「取引先金融機関からの借入額の割合」が20%以上の者は記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(2) 添付書類

以下の書類を添付してください。

- ① 前年の会計帳簿等の勘定科目明細や金融機関発行の借入債務の残高証明書などの取引先金融機関からの借入金額及び申請者の借入金額の総額が確認できる書類
- ② 先代経営者の死亡又は申請者への事業譲渡の前後の借入契約書などの借入条件が悪化したことが確認できる書類
- ③ 先代経営者の死亡又は申請者への事業譲渡の前後の残高証明書などの借入残高が減少したことが確認できる書類
- ④ 経緯書などの与信取引の拒絶がされたことが確認できる書類

・(B)-6 申請者がその事業用資産等をもってする分割に代えて申請者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産を分割したこと／申請者が有するその事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償をすること（第6号事由）

(1) 別紙2の記載要領

- ① 申請者が遺産の分割によって債務を負担することになった場合には、その債務の金額を記載してください。
- ② 申請者が遺留分の減殺を受けた場合に価額弁償をするときには、その遺留分減殺に係る価額弁償の金額を記載してください。

2 申請者が個人であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(6) 申請者がその事業用資産等をもってする分割に代えて当該申請者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。

　　遺産の分割により負担する債務の金額

　　(提出書類)

　　遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書

(7) 申請者が有するその事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当

該事業用資産等の返還義務を免れるための価額弁償をすること。

遺留分の減殺に係る価額弁償の金額

(提出書類)

価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書

(2) 添付書類

以下の書類を添付してください。

- ① 申請者が遺産の分割によって債務を負担することになった場合には、遺産の分割に係る和解契約書(遺産分割協議書)、審判書又は調停調書など負担することになった債務の金額が確認できる書類
- ② 申請者が遺留分の減殺を受けた場合に価額弁償をするときには、価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解調書若しくは調停調書など価額弁償する資金の金額が確認できる書類

・(B)-7 その他諸費用が生じたこと (第7号事由)

(1) 別紙2の記載要領

上記の第1号から第6号に掲げる事由に伴う諸費用又はこれら以外の事由による諸費用が生じており、その結果、事業活動の継続に支障が生じている場合には、諸費用の具体的な内容とその金額を記載してください。

- 2 申請者が個人であり、法第13条に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(8) その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

(2) 添付書類

上記の事由が生じていることを証する書類を添付してください。

第4節 認定事由と添付書類の対応関係

上記の認定事由と添付書類の対応関係を整理すると下表のようになります。

(A) 共通事項

申請者	添付書類	原因	添付書類
会社	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数証明書 [第8号] ・登記事項証明書 [第9号イ] ・定款の写し [第9号ロ] ・貸借対照表、損益計算書、事業報告書など [第9号ハ] ・誓約書（上場会社等） [第9号] 	死亡	・戸籍謄本等 [第1号]
		退任	・なし（登記事項証明書 [第9号イ] で退任の事実を確認）
個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数証明書 [第8号] ・会計帳簿、貸借対照表等 [第10号イ] 	死亡	・戸籍謄本等 [第1号]
		退任	・事業譲渡契約書 [第10号ハ]

(B) 事由別事項

資金が必要な者	資金使途	該当事由	添付書類	利用できる特例
会社	・株式買取資金	第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・株主名簿の写し [第9号ニ] ・株式等の価格を証する書類 [第9号ヘ] 	信用保険特例
	・事業用資産等買取資金（債務の返済を含む。）	第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の場合には登記事項証明書 [第2号] ・事業用資産等（債務を含む。）の価格を証する書類 [第2号] ・申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類 [第9号ト] 	
	・売上高等減少時の運転資金	第3号	・売上高等の減少が見込まれることを証する書類 [第5号]	
	・取引条件悪化時の運転資金	第4号	・不利益な仕入条件設定・変更を証する書類 [第6号]	

	・借入条件悪化時の運転資金	第 5 号	・取引先金融機関との取引に 係る支障発生を証する書類 [第 7 号]	
代表者	・株式等買取資金	第 1 号	・株主名簿の写し [第 9 号ニ] ・株式等の価格を証する書類 [第 9 号ヘ]	政策公庫特例
	・事業用資産等 買取資金（債務の返済を含む。）	第 1 号	・不動産の場合には登記事項 証明書 [第 2 号] ・事業用資産等（債務を含む。）の価格を証する書類 [第 2 号] ・申請者又はその代表者以外の者が申請者の事業用資産等を有していることを証する書類 [第 9 号ト]	
	・相続税又は贈与税の納税資金	第 2 号	・相続税又は贈与税の見込額を記載した書類 [第 3 号]	
	・遺産分割又は 遺留減殺請求の対応資金	第 6 号	・遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書 [第 4 号] ・価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書 [第 4 号]	
個人事業主	・事業用資産等買取（債務の返済を含む。）	第 1 号	・不動産の場合には登記事項 証明書 [第 2 号] ・事業用資産等（債務を含む。）の価格を証する書類 [第 2 号] ・申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類 [第 10 号口]	信用保険特例
	・相続税又は贈与税の納税資	第 2 号	・相続税又は贈与税の見込額を記載した書類 [第 3 号]	

金		
・売上高減少時の運転資金	第3号	・売上高等の減少が見込まれることを証する書類〔第5号〕
・取引条件悪化時の運転資金	第4号	・不利益な仕入条件設定・変更を証する書類〔第6号〕
・借入条件悪化時の運転資金	第5号	・取引先金融機関との取引に係る支障発生を証する書類〔第7号〕
・遺産分割又は遺留減殺請求の対応資金	第6号	・遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書〔第4号〕 ・価額弁償を命ずる判決書又は価額弁償をする旨の和解契約書、和解の調書若しくは調停の調書〔第4号〕

第5節 認定の通知

経済産業大臣は、認定をした際には、申請者に対して認定書を交付します。認定の有効期限は認定を受けた日(認定書の日付)の翌日から起算して1年を経過する日となります。

融資の申込みの際に、当該認定書の写しを金融機関等に提出してください。

なお、認定とは別に金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。認定を受けた場合でも信用保証や融資を受けられないときがありますのでご注意ください。

第6節 認定の取消し

第9条 経済産業大臣は、法第12条第1項の認定（第6条第1項第7号及び第8号の事由に係るものを除く。）を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

認定を受けた後、以下の場合に該当することが判明したときには認定が取り消されることになりますので、ご注意ください。

一 当該認定中小企業者が会社である場合にあっては、当該認定中小企業者の当該認定の申請に係る代表者が退任したこと。

認定を受けた中小企業者（会社）の後継者がその中小企業者の代表者を退任した場合は、認定が取り消されることになります。

二　当該認定中小企業者が個人である場合にあっては、当該認定中小企業者が事業の全部を廃止又は譲渡したこと。

認定を受けた個人事業主（後継者）がその事業の全部を廃止又は譲渡した場合には、認定が取り消されることになります。

三　偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。

偽りその他不正の手段により認定を受けていた場合には、認定が取り消されることになります。

四　当該認定中小企業者から第五項の申請があったこと。

認定を受けた中小企業者が自ら認定取消しの申請を行う場合には、認定が取り消されることになります。